

第 21 回神田警察通り沿道整備推進協議会 議事録

■日 時：令和 5 年 12 月 19 日（火）14：30～15：50

■会 場：千代田区役所 8 階第 1・2 委員会室

■出席者：

〔委員〕

●●会長・●●副会長・●●副会長

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

●●委員・●●委員・●●委員・●●委員・●●委員

印出井委員（環境まちづくり部長）・加島委員（まちづくり担当部長）

須貝委員（基盤整備計画担当課長）・大木委員（神田地域まちづくり担当課長）

〔オブザーバー〕

警視庁神田警察署 佐藤交通課長

神保町出張所 新井所長

神田公園出張所 齊藤所長

榊原麴町地域まちづくり担当課長

江原地域まちづくり課長

〔事務局〕

地域まちづくり課・UR 都市機構

■配布資料：

〔事務局配布資料〕

・次 第

・座席表

・資料 1 神田警察通り周辺まちづくり方針これまでの検討経緯と今後の予定

・資料 2 神田警察通り周辺まちづくり方針（案）＜概要版＞

・資料 3—1 神田警察通り周辺まちづくり方針（案）

・資料 3—2 パブリックコメントの実施結果概要

・資料 4 神田警察通りⅡ期区間整備の経緯

■議事内容：

事務局：皆様、こんにちは。定刻になりましたので、協議会のほうを開催いたします。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を務めます神田地域まちづくり担当課長の大木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、2 点ほど確認事項がございます。

まず 1 点目でございますけれども、お手元にお配りしております資料の確認でございます。

配付資料につきまして、おめくりいただきまして、まず次第がございます。それから席次表がございます。それから資料 1、これまでの検討経緯と今後の予定。それから資料の

2、神田警察通り周辺まちづくり方針（概要版）でございます。それから資料3－1、神田警察通り周辺まちづく方針（案）。それから資料3－2、パブリックコメントの実施結果の概要。資料4、神田警察通りⅡ期区間整備の経緯。

資料は以上でございます。過不足等ございましたら、事務局のほうにお声がけください。また席次表につきましては、個人情報のため、委員及びオブザーバー限りとさせていただいておりますので、ご了承いただければと思います。資料につきまして、よろしいでしょうか。

次に、確認事項、2点目でございます。これは口頭にてご報告させていただきます。神田警察通りの街路樹を守る会から、本日の協議会に参加させてほしいと、こうした要望がございました。また、区議会にも同様の陳情がありまして、12月14日の環境まちづくり委員会で、陳情審査がなされました。前回、前々回の協議会で、守る会の方とはこの議論をしたということ、またその後の地元の方々の胸襟を開いた話し合いで、議論が平行線だということも聞いております。区としては、守る会がこの協議会に参加することについては、少なくともあらかじめ現在のメンバーの方々に、この了解を得る必要があると考えておりまして、区議会の陳情審査の中でもそうした旨、回答してございます。また、そもそもⅡ期工事の進め方につきましては、区としてはもう決定事項でございまして、これまでと同様のご意見をいただくのであれば、直接の話し合いはなかなか難しいのかなと考えておるところでございます。本日の次第のその他のところで、今後の協議会の検討体制につきまして、口頭にてご報告する予定でして、委員の方々におきましては、ご意見ございましたらそこでおっしゃっていただければと思います。確認事項は以上でございます。

なお、本日の会議は記録のため、録音と写真を撮影させていただきますので、よろしく願いいたします。また、ご発言の際は、前にマイクがあります。そのボタンを押していただいて、ご発言いただければと思います。それでは進行のほう、●●会長、お願いいたします。

●●会長：はい、承知いたしました。それではこれより、第21回神田警察通り沿道整備推進協議会を開催いたします。本日の会議は、1時間半程度を見込んでございます。16時閉会と予定をしております。また、傍聴の方に申し上げます。本会では傍聴の方の発言は認めておりませんので、ご了承ください。またお願いでございますが、傍聴される際に声を出すこと、あるいは協議会の運営を妨げる行為はご遠慮いただければと思います。多くの傍聴の方がいらっしゃいますので、協議会の円滑な運営のために、ご協力をお願いいたします。なお、聞き入れていただけない場合には、やむを得ず途中退席いただくということもございますので、よろしくお願いをいたします。それでは次第の2番、議事に移ります。議事の1番、神田警察通り周辺のまちづくりについて、説明をお願いいたします。

事務局：はい。それでは事務局より説明させていただきます。資料1をご覧ください。これまで、本協議会の部会である神田警察通り周辺まちづくり検討部会では、神田警察通り周辺まちづくり方針の策定に向けて、検討を行ってまいりました。資料を見ていただいて、第1回が令和元年にございまして、部会としてはこれまで6回、分科会も開催しておりまして、ご議論いただいております。昨年12月にはパブリックコメントを実施し

ておりまして、その後、最終の第6回は、それらの結果を反映させた案をご提示しまして、取りまとめと再整理をさせていただき、方針の案が固まっております。本日、協議会でもその内容をご報告させていただきまして、それを踏まえて、区にて本方針を策定していきたいというふうに考えております。なお、方針の案が固まりましたため、神田警察通り周辺まちづくり検討部会については、解散をしております。資料1について、ご説明は以上となります。

続きまして、検討部会で作成した方針案の内容について、概要を説明させていただきます。説明は、区が本会議の運営支援等を委託している、UR都市機構にお願いしたいと思います。

事務局：では説明させていただきます。まず資料2でございますけれども、策定経過からご説明させていただきます。神田警察通り沿道地域につきましては、ご存じのとおり商業地域でもございますし、下町らしさが残る地域もございますし、一方で文教施設が集積するエリアもありまして、それぞれが特色のある街並みを形成しているというところでございます。またその周辺には、神保町ですとか秋葉原、大手町と、こちらも日本を代表する特徴的な町が集積しているというところでも、非常に貴重な立地であるというところがございます。一方で、近年でございますけれども、建て替えに伴って、单身マンションが大幅に増えてきたとかですとか、あと企業とか大学の一部が移転していると、そういったところがございまして、そういった変化を踏まえて、一部課題も出ているという状況でございます。本方針につきましては、もともと平成25年にですね、神田警察通り沿道賑わいガイドラインを整備しましたけど、そのときは沿道だけということではございましたが、今回もう少し幅を持たせて、こちらの対象エリアに書いてある青いエリア、こちらを対象に、さらなる魅力の創出に寄与をすることを目的に、まちづくりの具体的な方針を示すというところが目的でございます。検討体制につきましては、ご存じのように本協議会の部会として、令和元年の10月から設置しまして、ここで議論してきた内容でございます。真ん中のまちづくりの目標でございますけれども、こちらは神田警察通り沿道賑わいガイドライン、こちらに記載のあった「つなぐまち神田」というところ、こちらを継承して、今回もやっていくということで考えてございます。本方針の構成でございますけれども、まず分野別ということで、都市計画マスタープランに記載の分野でございますけれども、こちらの分野別で、このエリアにどんなものが必要かということをもまず議論していただいて、それ以外に地域特性を踏まえたまちづくりの方向性、こちらを議論したということではございまして、これらを踏まえて、右でございますが、神田警察通り周辺のまちづくり方針を取りまとめ、神田らしさをつなぐ3つの方針と、13の取組ということで、まとめてございます。その後、これを実現するためのまちづくりの方針に向けた方策についても、言及させていただいているというところがございます。

では、まずまちづくり方針の概要について、ご説明させていただきますが、こちらの今申し上げた3つの方針と13の取組が右下でございます。簡単に触れさせていただきますけれども、まず左側の「人と人がつながる場を作る」ということで、例えば取組事例記載の、いろいろ神田駅西口通りですとか、出世不動通り、こういった特色がある通りがござ

いますけれども、これらのヒューマンスケールになった賑わいのある場にしていこうということを書かせていただいております。取組2ですけれども、地域に根差す広場の整備ということで、地域ニーズに柔軟に対応できる広場、そういったところを開発を契機に作っていくということも記載させていただいております。また、真ん中の「人々がひきつけられ、回遊したくなる仕掛けを作る」でございますけれども、まず取組5として、警察通りもそうですけど、軸となる通りと通りの交点に町の目的地となるような賑わいですとか、交流の拠点を作っていくということで、記載させていただいております。また、取組6から8は、そこをつなぐ通りといいますか、都市骨格軸ですとか、駅等のつながりの動線ですとか、あと沿道空間、そういったところのつながりを強化していくということも記載させていただいております。最後、右側でございますが、「新しいものを取り入れ、変化を続ける」ということで、取組自体は全般的な話ですが、多様な活動を支える土壌づくりということで、記載させていただいて、その取組11で、時代の変化に対応する核作りということで、具体的にはまちの発展を促すことができる機能の導入ですとか、時代に即した賑わい創出、そういったことはやっていくということも記載しております。ちょっと取組12ですけれども、まちを支える基盤の強化ということで、基本的な基盤をですね、さらに高めていくということも併せて、書かせていただいているというところでございます。最後の取組13ですけれども、作ったときはなかなかまちづくりも進まないいいので、地域に根ざすプレイヤー作りということで、エリアマネジメント活動ですとか、まちづくりを支えるプレイヤーを書かせていただいているというところでございます。これらを踏まえて、ちょっと地図に落とし込んだのが次のページ、2ページ目でございます。今のような方針を、具体的な場所に落とし込んだというところでございます。左下書いてございますけれども、ここに即地的な記載、取組を記載しているというところでございますけれども、これ以外何もしないということではなくて、これ以外にも将来像を具体化して、取組内容ですとかが決まりましたら、今後追加していく余地もあるということで、書かせていただいております。次のページから、これらを実現するための方策について、書かせていただいておりますので、3ページ目をお開きいただければと思います。まちづくり方針の実現に向けて何をやるかということでございますが、これも簡単にご説明させていただきますが、まずは特色としては、この2番目に書かせていただいている、神田らしさを形成する連携型まちづくりというのが、特徴かと思ってございます。ここに記載してございますけれども、まちづくり自体は、公共施設、道路の整備ですとか、個別の建物の更新、あと開発による拠点整備、こういったものが一度に一気にできるものではなくて、時間をかけて様々な取組が行われてくるというものでございます。そういった取組ですと、どうしても時間差が出てきますので、その中で神田らしさを継承するという意味では、個別のエリアで完結するのではなくて、警察通りのエリア全体で、相互に連携していくということが重要だということを書かせていただいているのと、あとこの個別のエリア、一定の規模のエリアの中でもですね、この右のイメージ図でもありますけれども、やっぱり将来像の実現に当たって、この中小規模の機能更新もありますし、既存市街地の基盤整備もございまして、あとは地域に求められる開発とかの拠点整備、こういったものはいろいろ考えられま

すが、このようなものも単体に行くということではなくて、相互に連携しながら進めていく。役割を担いながら進めていくことが重要だというふうに書かせていただいております。特に、一定規模以上の開発につきましては、拠点だけではなくてですね、その周辺における環境整備とともに、エリア全体の機能更新、こういったところに寄与することも重要だということで書かせていただいております。

あと下でございますけれども、まちづくりのステップごとということで、まちづくりには、ご存じのとおり計画、その後の整備更新、あと管理運営と、3つのステップがございますので、それぞれのステップの求める取組についても、言及させていただいているというところでございます。右にいきまして、これら連携型まちづくりを実現するための体制というのが非常に重要だと思っております、そのためにイメージを右側に記載させていただいております。こちらのイメージで図でございますけれども、まず下のほうで個別のエリアのまちづくりでございますが、例えばですけれども、こちらの開発事業者が地域の方々と連携をして、地域の方の意見を聞いて、開発の検討を行っていくと。その案がある程度出来ましたら、このまちづくりの連携調整組織というところに意見を確認します。まちづくりの連携調整機能の役割としましては、1つ目は将来像の確認、具体的に言うと、個別エリアの計画が、実際この警察通りのエリア全体にどういった影響を及ぼすかというところを確認、可視化していくということがございますし、それと1つ飛んで3つ目ですけども、このような取組が、神田まちづくりの方針に整合しているかということも、確認が必要かと思っています。また、連携型まちづくりの実現のためには、作っただけなかなか難しいので、地域の活動を支えるように、地域活動を継続できる、そういった在り方はどうすべきかということも検討していく必要があるというふうに思っています。また、役割2に書いてございますが、場合によっては、この個別エリアのまちづくりにつきまして、いろんな方々の意見を聞きながら、意見を集約していくということで、まちづくりを調整していくと、そういった役割を求められるかと思っていますというところでございます。最後に、町の方針を牽引する開発の進め方ということで、こういったことを踏まえて、開発を進めようとする、3つのステップになります。ステップ1として計画の段階ではですね、今申し上げた連携型まちづくりを意識しながら、計画作りを行っていただくというところで、ステップ2で将来像の実現ということで、実際に工事をしていくと、整備をしていくということでございますが、同時に、今後の管理・運営を見据えて、将来像、地域を交えた個別のエリアマネジメントの検討ですとか、地域活動を支える担い手、プレイヤーの発掘をしていくということも、同時に必要かと思っています。最終的にはステップ3ということで、管理・運営ですけれども、地域活動を継続できる環境の維持、あとは広域エリアマネジメントとの連携、こういったところで、連携型まちづくりを継続的に進めていくということが必要かと思っています。簡単ですが、説明は以上です。

事務局：はい、事務局から補足いたします。資料3-1につきましては、まちづくり方針（案）全文でございます。それから資料3-2につきましては、パブリックコメントの実施結果でございます。今回ご説明というのは割愛いたしますが、ご参考にご覧いただければと思います。もう1点、9月7日の検討部会で、委員の方から出た主な意見を、こちら

でご紹介いたします。このまちづくり方針の内容に関する修正、こうした意見はございませんでした。それから1点、ご質問として、パブコメの内容どういったものがあったかということについて、樹木を残してほしいという意見が多くありましたという形で、回答しております。それから、今後まちづくり方針に記載すべき内容が生じた場合に、どう対応していくのかというご質問がありました。これにつきましては、どのように変えていくのか、これまでと同様、こうした協議会をまた検討しまして、方針のほうを必要に応じて改定していくという形で、ご回答しております。それから、駐車場の附置義務でですね、間口が駐車場だらけの建物になってしまうと。こうしたことで、神田らしさがなくなってしまうというようなご意見ございました。事務局として、地域の声として、そうした課題を挙げていただきまして、対応を検討することとしたいという形で回答しております。

それから、今後の検討体制について、地域の声を踏まえるようにしてほしいというようなご意見がございました。このことにつきましては、様々な利害関係者の意見を取り入れるよう検討しているところであり、地域の声を踏まえるような体制を検討していきたいと、こうしたことを回答してございます。資料のご説明は以上でございます。

●●会長：はい。どうもご説明ありがとうございます。この部会に参加いただきまして、ご議論いただき、また取りまとめていただきました関係者の方々に、まずは御礼を申し上げます。大変ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました、神田警察通り周辺のまちづくりの方針ですね。方針につきまして、ご意見、あるいはご質問がございましたらば、よろしく願いをいたします。

●●委員：すいません。

●●会長：どうぞ。

●●委員：今から、そもそも論みたいな形になっちゃう質問かもしれないのですが、私の住んでいるところが、この食・賑わいゾーンっていうところに住んでいます。それで、ここで資料2の2ページ目にですね、神田駅周辺まちの魅力再生・創造拠点ということで、円を描いていただいているのですが、このときに、マンションがこの地域で続々できているので、取組方針の中で、住宅、住み続けたいくなる住まいづくりが書いてないの、今後どうするのだっていう質問を差し上げたところ、課長から、先ほどお答えになったように、今後検討の上、加えていくというお答えをいただいたんですけども、ゾーニングとの関係ですね。ここら辺は食・賑わいゾーンっていうふうな、美土代町の交差点まで食・賑わいゾーンになる。その中で、こういうマンションが続々できてきている。続々でもないんですけども、私の町会でも最近2つできました。そういった中で、マンションと住むところとの兼ね合いが、こういうゾーニングとマッチングする・しないというふうな話になって、そういうのが混在しても、やっぱりここら辺は、一つの神田らしさということで、食・賑わいゾーンということで、受け止めておけばよろしいということでしょうか。

事務局：ご回答いたします。そうしたご意見、以前より賜っているところでございます。今おっしゃるとおり、神田の中でいろんな機能が混在してるっていうのも、神田の魅力の一つなのかなと私は思っているのですが、確かに、お住まいの方にとって、どういった

機能を配置して、それが整備されて、ここはもうそういった賑わいゾーンが連坦したほうがいいとか、ここはそういうお住まいの方は、ワンルームだけじゃなくて、いろんな家族の方も住んだり、そういった施策があったほうがいいとか、そういったご意見につきまして、今後駅周辺でどういったまちづくりをしていくかについて、その具体的な計画が検討していく段階で、そのエリア全体のガイドラインということで、このゾーンはこういった機能をみんなで入れていこうということを話し合っていくのかなと思っております。そうした中で、そういったご意見をまたいただいて、そのガイドラインの中で、それをまた踏まえて、それをもってまた必要に応じてまちづくり方針を変えていく、そんな手続になってくるのかなと考えているところでございます。

●●委員：分かりました。ありがとうございました。

●●会長：他にいかがでしょうか。ございますでしょうか。

●●委員：よろしいですか。

●●会長：はい。

●●委員：すいません。もう行政の方はお分かりだと思うのですが、私も検討部会で何回かお話ししたのですが、今●●がおっしゃったとおり、やっぱりそのマンションと一般のビルのバランスっていいですかね。高さについても、マンションの方が高くなってしまったりとか、その割には足元が寂しく駐車場とエントランスホールだけだと、という神田らしさが失われてるというのを、ちょっと危機感を持っているので、それをどれだけ住民増やすのかっていう以上の問題にもつながってくるのですが、ここに示されたとおり、地域に根差すプレイヤーっていうのが、既に今、今のところいるわけですが、それはどちらかというとマンションの方っていうのは入れ替わるので、なかなかプレイヤーもいらっしゃるのですが、育ちにくい土壌があって、少なくとも今いらっしゃる方は、ここに住み、働くという人は重要なプレイヤー。あとは祭事文化の担い手となっているのは間違いないと思うのですが、そういう人たちにとっても、良い法整備っていうのが必要だと思います。連携型まちづくりは、開発と連動してっていう話なんですけど、そうじゃなくて、個別の建物でも、マンションを建てると、ボーナスで容積率上げるように、個別の建て替えても、我々自営業者が1階で商売して、上で住んでるっていう人にも、同じような公平なボーナスが欲しいなっていうのは、実情でございます。そうじゃないと、そういう方は、マンション、次の建て替えで1回、もしかすると商売できなくなる。駐車場をつけないといけない。そんな法律なんです、実際ね。ですから、そうするとマンションを選択肢にするという、そういうのが今神田で起こってることで、まちづくり協議会の●●さんもマンションだらけで、顔が見えないまちになってるっていう。まさにこれの方針とちょっと相反するところが、現状の法整備ではあるんで。そういう、例えば1階で商売してる人が、引き続き住むのであれば、同じ容積率じゃなくて、マンションの高さまでいけとは言いませんが、そこについてはちょっとボーナスを付加すると。容積率ですよ。付加するとか、何かのやっぱり神田らしさを維持する方策が必要だなというふうに思います。もう既に行政の方は理解してると思いますが、改めてこちらでちょっと申し上げたいと思います。すいません、よろしくお願いします。

●●会長：はい、ありがとうございます。何かございますか、事務局。

事務局：今、●●委員おっしゃったことは、課題として、我々も以前より伺っているところでございます。既存の制度でどんなことができるのか、また、制度のない場合、例えば新しい制度で、例えばつくことはできるのか。そういったことも含めてですね、そういった課題をどうやって解決していくかっていうのは、ちょっと検討していきたいと考えております。

●●会長：ありがとうございます。よろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。よろしいですかね。そういたしましたらば、ただいまの1番の神田警察通り周辺のまちづくりの方針（案）についてでございますけれども、当協議会として、ご了承で、よろしゅうございましょうか。はい。特に異議もないようでございますので、了承いただいたとさせていただきます。それでは、事務局、何かございますですか。

事務局：ただいまご了承いただいたということで、今後このまちづくり方針につきまして、策定に向けて、区の中で決裁等の手続を進めてまいりたいと考えております。決定次第、区のホームページで公開する予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

●●会長：はい、ありがとうございました。それでは続きまして、議事の2番、神田警察通りの道路整備について、こちらについて説明をお願いいたします。

須貝委員：それでは基盤整備計画担当課長、須貝より報告させていただきます。資料4をご覧ください。全体整備範囲図です。神田警察通りの整備総延長は1,360メートルです。そのうち一番左、Ⅰ期区間、約220メートルが平成30年度に完成しております。現在その次のⅡ期区間、約230メートルを整備しているところでございます。残整備区間は約910メートルということになります。本日久しぶりの協議会ということで、Ⅱ期区間の状況について、ご報告いたします。次の用紙をご覧ください。Ⅱ期区間の整備の経緯をご説明いたします。復習の意味を込め、過去にさかのぼって、改めてご説明いたします。この表の見方ですが、年度ごとに、区議会、千代田区、協議会において、それぞれどんなことが行われてきたかを示しております。また、斜線の矢印は、それぞれの事項を受けての流れとなっております。

まず、中段の千代田区の欄の一番左です。平成30年7月31日に、Ⅰ期工事が完了いたしました。すると、上段の区議会の欄ですが、同年9月に、街路樹の保存を求める陳情が、区議会へ提出されました。一方、下段になりますけど、協議会の欄で、12月の第14回協議会の中で、学識経験者による街路樹についての勉強会を実施いたしました。上段に戻って、区議会での陳情審査が平成31年3月に終了し、樹木に関して、沿道住民の意見を聞くこと、幅広く意見を聞く方法を検討することとの申し入れを、区議会から受けました。また下段に戻るんですが、令和元年7月の第15回協議会においては、歩行者、自転車、それぞれの空間の必要幅についてご説明し、街路樹の取扱いについての意見交換をしていただきました。また、区議会から申し入れられた、幅広く意見を聞く方法として、アンケート調査を予定していることを報告し、中段の千代田区では、令和元年12月に、道路整備工事では初めてとなる、沿道へのアンケート調査を実施いたしました。

また下段に戻って、第16回協議会では、駐車帯の形態を含む全体線形についてご意見をいただき、アンケート結果も報告した上で、安全安心な通行環境確保のため、街路樹設計の方向性を合意いただきました。その報告を、上段の区議会にする際にも、街路樹保存を求める新たな陳情が提出され、令和2年6月の審査終了に当たり、今ある街路樹を残す場合の検討を行うこと、学識経験者から意見聴取して議論を重ねること、との申し入れを、区議会から受けました。それを受けて、中段になりますけど、千代田区では、学識経験者4名、街路樹の保存案と更新案についての意見聴取を行い、下段で、同年12月の第17回協議会で、学識経験者の意見を提示の上、保存案と更新案について説明し、改めて更新案で合意いただきました。また、パーキング設置やイチョウ撤去など、ガイドラインとの不整合について、確認をいたしました。上段で、その後も陳情が出されては、区議会からの申し入れへの対応が繰り返され、下段になりますが、令和3年の第18回協議会では、これは書面開催になりましたが、既存街路樹の取扱いや、新たな樹種についての合意をいただきました。これを受けて、また中段になりますが、整備工事の契約手続を進め、令和3年第3回定例会における議決を経て、同年10月に本契約を結び、着工の準備をしている段階で、中段一番右側になりますけど、錦町1丁目町会の有志の方々からの要望を受けて、説明会を実施いたしました。2回実施いたしましたが、ご理解いただくことはできませんでした。また、陳情もあったことから、一時工事を見合わせ、下段になりますが、令和4年1月の第19回協議会、同年3月の第20回協議会、意見交換の場を設けました。しかし、意見は平行線のままで、同年4月の神田っ子同士の話し合いでも、双方の一致点を見出すことができず、区としては、工事を再開することといたしました。1枚おめくりください。上段の区議会では、令和4年3月には、陳情が立て続けに出されましたが、いずれも不採択という形で、審査が終了しております。中段で、区は同年4月25日、工事請負業者が工事作業のため、作業帯を設置しましたが、工事に反対する者らが作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行ったため、予定していた工事が実施できませんでした。6月末から7月にかけては、樹木伐採以外の作業を実施しようとしたしましたが、作業帯内に侵入し、居座るなどの妨害行為を受け、予定していた一部の工事を実施することができませんでした。上段の区議会では、令和4年7月に、工事の早期実施を求める陳情が提出された一方で、また工事の設計変更を求める陳情が提出され、その後は右側に行きますけども、審査が終了するたびに、工事の中断や対話を求める陳情が提出されるということが続いております。中段の千代田区に戻しまして、令和5年4月11日、この日も同様に作業を実施しようとしたましたが、工事に反対する者らによる区職員、工事請負業者及び警備員に対する暴力的妨害行為や、作業帯内への侵入、樹木へ抱きつきなどの妨害行為により、予定していた工事が実施できませんでした。一番下の補償等という欄をご覧ください。破線の部分ですけれども、令和4年4月と5月に、本件工事請負契約に関して、工事に反対する一部の住民の方々から、住民監査請求が2件提起され、いずれも棄却されましたが、それを不服として、住民訴訟が提起されました。原告の主張は、工事の前払金支出の違法に関しての損害賠償。工事残金を払ってはいらない義務付けを求め、工事の一時中止の通知をしないことが違法であるとのもので、これまで7回の期日を経て、現

在も係争中でございます。もう1点、その上になりますが、これも工事に反対する一部の住民の方々から、神田警察通りの道路整備に伴う街路樹の伐採工事について、被告が原告らへの説明をせずに工事したことは、原告らのまちづくりに参画する権利、利害や利益を侵害するものであるなどとして、国家賠償法に基づく損害賠償請求が提訴されましたが、5回の期日を経て、令和5年3月22日、原告側の一切の主張を棄却する判決が下されました。同年3月31日に控訴されましたが、1回の期日を経て、本年10月18日、控訴人らの権利、利害を侵害しないよう配慮すべき職務上の義務に違反するものであるとは言えないとして、控訴審においても、原告側の一切の主張を棄却する判決が下されました。その後、期限までに上告の手続がなされなかったため、11月7日付で判決が確定しております。本件判決の中で、裁判所は、街路樹の伐採は、協議会及び区議会による議論を経て決定されたものであり、その事実は千代田区のウェブサイトで公開されていた。契約の締結後も、千代田区は工事を一時中止した上で、街路樹の伐採に反対する住民らに対する説明会を開催するなどしていたと事実を認定しており、司法という第三者の立場からも、区の主張が認められたものと認識しております。区としては、早期に誰もが安全で安心して通行できる道路とするための整備工事を、安全かつ円滑に進めるため、この表には記載していませんけれども、11月15日付で、東京地方裁判所へ仮処分、これは工事の実施を予定している午後8時から翌日6時までの間、工事に反対する方々の工事区間への立入等を禁止する命令を求めるものです、その申立てを行いました。直近では、本年11月28日から30日にも作業を実施しようとしたましたが、工事に反対する方々は、仮処分申立手続の事実を認めているにも関わらず、作業帯内に侵入し、樹木に抱きつくなどの妨害行為を行い、そのため、予定していた一部の工事を実施することができていません。なお、この経緯の2枚目の千代田区の欄、令和4年4月26日と令和5年2月6日、それから11月28日、こちらに枯損木伐採工というふうに書かれておりますが、これは工種名を示しているものでありまして、枯れているわけではなかったということを申し添えておきます。最後に、参考資料として、昨年11月に区議会が発行した区議会だより臨時号の神田警察通り特集をA3版に拡大コピーして、添付いたしました。途中経過までですが、コンパクトにまとまっておりますので、合わせてご覧いただきたいと思います。Ⅱ期工事の状況報告は以上でございます。

事務局：事務局から補足でございます。先ほどの9月7日の検討部会でも。議題にはしてなかったんですけども、委員の方から道路保守に関してですね、ご意見がありました。それを報告いたします。1点、まずこの道路整備によって、いい空間ができると思っているというご意見。それから、なかなか工事が進まないが、なぜこんなに時間がかかるのか。お年寄りよりイチョウのほうが大事なのかというご意見。それから、車椅子の方がどんなに大変な生活してるのか、考えてほしいというご意見。それから、駅のほうからやるという意見もあるが、計画どおりスムーズに進めてほしいというご意見。それから、共立学園の前はうまくいってるのに、なぜこれだけ揉めているのか不思議というご意見。このご意見に対しましては、これはモデルケースで、自転車のすれ違いがない道路を作るなどというクレームもあったということを回答しております。以上です。

●●会長：ご報告ありがとうございます。ただいまの報告に関しまして、ご意見、ご質問はございますでしょうか。ありましたら、ご発言をお願いいたします。●●委員さん、どうぞ。

●●委員：いつも協議会に出ている町会長が悪者のように言われるんですけども、この協議会見ていただくと分かるんですけど、区の提案を聞いて、意見を述べるというだけ。このⅡ期工事に関しても、議会が議決してるんです。我々が幾ら議決してても、予算もつかないです。これは区議会議員が賛成多数で議決したんですから、もしこれね、区議会の議員の誰かが、文句があるのなら再議決、道路整備を含めて再議決して、議会に提案するという形はできないでしょうか。我々は本当に被害者なんですよ。何かいつまでも何か町会長が悪いことばかり、何かそこに利権があるんじゃないかって言われるんですけども、我々が幾らここで賛成多数で道路整備って言っても、私はもう5、6年前から五十通りの道路整備、千代田通りの整備、そして警察通りに新しくできる、令和8年に完成する保健所の跡地の、障がい者高齢者施設の前の道路整備を区役所をお願いしてます。もうずっと前からお願いしてて、何年かかるんだ。もう僕も何か道路公園課に嫌われてるらしくて、こないだ道路公園課の方が来たら、●●さん、8年から10年かかるよって言われたんで、思わず僕は「ばかやろう」って言ってたんですよ。なんでそんなに道路整備だけに時間がかかるのか。何で議会にそういう提案を誰もしてくれないのか。町会長が言ってるだけじゃ全く予算なんかつかないですよ。だからもしこのⅡ期工事で、区議会議員の誰かが、もう一度再議決という方法があるのならば、再議決をして、過半数以上の賛成であれば、それは千代田区の住民たちの代表ですから、住民の意見じゃないかと思うんですけども、そういう手続っていうのはあるんでしょうか。

●●会長：はい、いかがでございますか。

印出井委員：環境まちづくり部長ですけども、まずですね、今、●●のご指摘のお気持ちは私も理解いたします。進んでいない状況の中で、もう1回明確に仕切り直しを、というようなご提案だったのかなというふうに思っています。で、一方で、やはり一旦予算等や契約等についてもですね、決めたということについては、それに対して改めてというような手続はなかなか厳しいのかなと。一方で、事実上こうやって繰り返し陳情が出されているわけです。で、その陳情に対して、じゃあⅡ期工事について議会として、議会の総意として見直すべきだというような形になっていけば、おりません。ということは、議会としてはですね、通常の対応も含めて、計画通りの工事をすべきだと、そういうような意思があるというふうに、私どもは認識してございます。ただ、現実に進んでいないという中でですね、我々としては、先ほど課長も説明しましたがけれども、今採り得る手段として、仮処分申立てという形を行ったところでございます。それから、再三我々も話合いに応じないという形で、ご指摘を賜るんですけど、いただくんですけども、ここにいらっしゃる皆さんご承知のとおり、ここの協議会で、2回、そうですね。合計で3時間、4時間ぐらいですか。それから、個別にもというところがあって、その結果、どうしても区として判断すべしということで、判断をしたところでございます。それを踏まえた中で、今後話合いをするということに関しては、一方でこうした協議会での議論に対して、やはり不当で

あるとか、偏ってるとか、それこそ●●おっしゃったように、一部ですね、そういう町会長さんも含めて、様々な意見をいただいている。で、一方で、我々に対しても、契約自体が無効であるというような形で、訴訟を提起されていると。そういった中で、大きな認識の違いがある中では、なかなか話し合いもできないだろうと。先ほど我々の考えを補強する説明として、国家賠償のほうでは、反対される方々の方ですね、まちづくりに参加する権利を確保するために、職務上必要な義務を怠ってはいないというような、これ確定判決でございますので、いただいている中で、引き続き進めていきたいというふうには思っております。今後議会でも、一旦最後に残った陳情も前回審査されて、終了いたしましたところでございます。ただ、これからですね、今日は詳細の説明は議会の前ですので、本件工事がやっぱりもう相当延びるという状況の中で、改めて議会のご判断をいただかなければならない時期は、来年来ると思います。その中で実質的に、●●がおっしゃったように、ご判断をいただくことはあり得るのかなというふうに認識しております。ちょっといろいろ回りくどくなりましたけれども、ご理解いただければと思います。以上でございます。

須貝委員：すいません。五十通りのお話が出たので、五十通りですけども、もう●●を嫌ってることなんてことはありません。お話ししたのはですね、地中化というメニューもあって、地中化をすると、通常8年から10年かかるというお話は差し上げました。ただ、今、五十通りについては、全く何もしないってということではなくて、調査・設計する予算というのがついておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●●会長：●●さん、どうぞ。

●●委員：実はね、昨日も朝9時から区役所に来て、私店休んで、9時から保健所跡地の協議会に、9時から3時まで出てたんですよ。それで、あそこに立派な障がい者施設と高齢者施設ができて、そこに利用する方が、警察通り、千代田通り、五十通りのあの1区画を、ぜひフラットな安全な道を作ってほしい。そして点字ブロックがちゃんとある通りにしてほしい。こないだちょっと私も本を読んだときに、白い杖をついてる人が、点字ブロックをたたきながら、音を聞いて歩いてるんですよ。そのとき、駅のほうに歩いて行っただけで、もう雑踏の声で、点字のたたき、ブロックをたたき音も聞こえなかった。だけど、後ろから小学生が3人ついてきてくれて、この子たちは私のことを守ってんのかしらと思ったら、突然点字ブロックが止まった。何かに、物に当たって止まったと思ったら、どっかの議員が演説してるんですって、点字ブロックの上で。そしたらその小学生がその議員に向かって、「どいてください。目の見えない方がいるんだから、どいてください」って言って、その人、白杖をついた方が、本当に立派な小学生で、どこの小学校ですかって聞いたら、地元の小学校の●●小学校です。その白杖の方は小学校に電話をして、立派な小学生の方に今日は助けられました。助けてないのは議員ですよ、政治家ですよ。そういうことも分からない政治家がいる日本っていうのは、我々がこういう場で説明をして、今度保健所の跡地に、白杖をつかなければならない方、車椅子で行かなければならない方、もう車椅子以上に、大きい寝台車でその場所に行かなければならない方、そしてそこに住まわれる方が、少なくとも錦町の近辺を散歩したいなと思ったときに、安心・安全であるような道路整備をしなきゃいけない。道路整備っていうのは、イチョウの皆さんも、

誰もやるなどとは言っていないはずですよ。ただ、僕はそこの道路整備をしたときに、例えば目の見えない方、車椅子が通ればいいわけじゃないんです。そこを利用する高齢者、人は誰でも歳をとります。人はいつ障がい者になるか分からないです。道路整備を令和8年までにやらないと、みんなあそこに人が来ますよ。五十通りも、人が、入居者だとか利用者だとか、その介護者が来るんだから、道路整備を令和8年までに終わらせてくださいよっていう、さんざんいろんな区議会議員にも頼んでます。やっと樋口区長になって、これが変わったんです。前の区長のときはほったらかされてたんですよ。五十通りという銘板も、やっと樋口区長になってつけてもらったんですよ。

だから僕は、昨日だって店休んでまで、その障がい者、高齢者の方がよりよい道路にできるように、ずっと議論を聞いてきました。だから、その電柱の地中化なんてなくていい。まずそこに住まわれる方が、警察通りの1周、その障がい者施設の1周の周りだけでいいから、きちんと道路整備をしてくれということを千代田区に頼んでるんですよ。これは昨日も●●さんにも言いました。千代田区は2つの事業をやって、警察通りと、障がい者施設のダブルスタンダードになっちゃおかしいんですよ。令和8年までに道路整備が終わって、保健所の前のイチョウが、障がい者の方にとって邪魔だったら切らなきゃいけないんですよ。人の命のほうが木の命より大事なんですよ。万が一にも障がい者の方が、あそこにあるバス停から降りたときに、木が邪魔をして事故に遭ったとか、そういうことがあっちゃいけないんです。そういうことも、今後協議会で、僕は発言をしていきたいと思ってます。以上です。長くなってすいません。

●●会長：はい、どうもありがとうございます。非常に大事な意見だろうというふうに思っています。ほかにご発言はございませんか。●●さん、どうぞ。

副会長：私もこの協議会に入って、今日はもう本当に委嘱状、前区長からいただいたのは平成23年9月14日なんですね。もう今年は、もう平成でいいですよと35年、12年間経ってるんですよ。12年間経ってて、220メートルの共立講堂の前しかできてないんですよ。それで、それもこの共立講堂の前ができたのも平成30年ですから、7年間かかってるんですよ。sonだけ7年間かかってやっとできたのも、とりあえず、こういう協議会ばかりで意見を出してるよりは、どういう歩道ができるか。それでもって歩道の色をどんなタイルにするか。それでもって、それができたのは平成30年の220メートルの道路なんです。ですけど、あれだって一応自転車道路も作ったんですけど、自転車がすれ違えないような自転車道路造りやがってって言われたんですけど、それはそうなんですよ。あんな太いイチョウを残すから。だからあれだって、神田駅まで完成すれば、私どもは切るつもりで、とりあえず220メートルを工事したんですよ。あそこだと、本当に共立学園と、もう1つ学術会議の事務所ですか。そこの2カ所だけです。工事をお願いするのも大して手間取らないと思って、それでもって作ったようなわけなんです。盛んにマスコミでも報じられてますが、一応木の伐採についてなんですけど、今日は本当はその方に来てもらいたいんですけど、私の連合町会の前町会長、●●さんって方がおられまして、その方のご子息が●●大学の先生やってまして、その先生の上司の方が、要するに街路樹に関してかなりの専門家なんでありまして、イチョウ並木は、イチョウの木は街路樹

に適さないって言ってるんですね。要するに落ち葉はもう油を含んで、堆肥にもならないし、それから根っこも、普通は根っこっていうのは下に生えていくんですけど、イチョウは横に生えるんですよね。ですからそういうあれでもって、イチョウは適さないって。それで私、今月4日に、●●さんに言われてまして、●●さんに「まだそんなことやってんのか」って言われて、そういう意見をいただいたんですけど。今日、この席に来ていただいて、その先生の意見をお聞きしたかったんですけど、大変忙しい方なので、来てもらえなかったんです。次には来ていただいて、イチョウ並木が適さないということを、切に訴えてもらいたいと思ってるんです。やっぱり早いとこ、今●●さんも言ってますけど、歩道を広げて、安全な、車椅子の方も通れる。それから自転車もすれ違えるような、神田警察通りを早く進めてもらいたいと思います。本当に10年経って、また何年、あと何年、その委託期間というのは協議終了までって書いてある。だから何年かかるか分かりません。私だってもう生きてるかどうか分かりませんが、区議会で決まったんですから、反対派の方の実力行使もいい加減にしてもらいたい。それで、こないだも神田警察の真ん前ですよね、そこ2本切ろうと思ったら、1本は切ったんですけど、2本目になったらもう抱きついちゃって。私次の日に、神田警察の署長にお会いすることありまして、もう本当すごい勢いで反対派が集まって、抱きついてるっていうのを目撃したそうで、神田警察の署長もあきれ返ってましたけど、そういう反対派の連中を、何とか議会で通ったことを進めるようにお願いしたいと思います。以上でございます。

●●会長：はい、ありがとうございます。この協議会、何度も議論を重ねた中で、今縷々お話がございましたけれども、一言で言うと安全・安心な道作りをしていってほしいという中で、現在の整備計画につながっているのだろーと思いますので、またそれを受けて、区のほうでも意思決定をされ、予算化、また議会の手続も経て、現在に至っているということでございます。早く正常化して、進めてい頂きたいというのが協議会の総意だろーと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと存じます。他に発言はございませんか。はい、●●委員さん、どうぞ。

●●委員：すいません。なかなかね、こういう問題、発言しにくいんですよね。発言しにくい状況になってしまったっていうのが今実情で、●●はよく分かってるんですが、この整備協議会っていうのが作られて、普通の正式な手続で行政のほうから議会に上げて承認されたという流れだと思うんですが、この陳情の多さを見れば分かるんですけど、陳情がどんどんどんどん出て、いろんな偏重記事ですよ。それは某新聞が、強行する人、反対する住民という、そういう構図にもち込んだんですよ。それで我々もちょっと怖かったんですけど、●●を中心として、陳情要望書を提出したのが、この令和4年度の7月だったんですけど、これも気を遣いまして、署名を集めるのも、やっぱり●●さんも言ってますけど、商売に差し支えるとか、やっぱり怖い思いをしてる方もいますし、事実私の所にも郵便受けに変なのが名刺付きで投函されてちょっと営業妨害的なところを感じて、ちょっとあんまりここでの発言もですね、ちょっとビビりながらしているのが実情なんですよ。それで、●●と陳情をご一緒した時に●●新聞が来まして、取材お願いしますっていうことで、30分間お願いします。30分間取材されたんですよ。なぜOKしたかってい

うと、その住民が、対行政じゃなくて、住民には多様な意見があつて、これはこうやって議会でも承認されたことなんだよっていう、こっちの意見も記事にしてもらいたかったから、30分真摯に向かい合つて、記者と話をしたわけです。そしたら記者は、そのことは1行も書かないんですね。我々の多様な意見を取り扱わない新聞社だって、そこで分かりました。その後もずっとそうですよね。それで、私の所に名刺突っ込んだ、変なメモを出した、どっかの●●と●●なんですけど、区民の方じゃないんですね。やっぱり怖くて気持ち悪いですよね。そういう方が裏で動いてるのか分からない、一緒に動いてるのか。そういうのをね、やっぱりずっと感じてます。で、署名も無理しないで集めて要望書を出しました。そしたら某議員は、全然集まってないじゃない。みんな反対してるんじゃないの、なんていうふうに言われたこともあります。ただ、そういう偏重記事とか、そういうキャンペーンを活動家さんたちがやってるようなのは私も感じているので、そういうので、多分署名を相当集めて、陳情されてると思うんですけど、それってどうなのっていうことで、我々はここに、先ほど●●さんも言われてますけど、12年前からこうやって集められて、忌憚のない意見をつて、それぞれもうここでやり合ったこともありますよ、確か。忌憚のない意見つて、別に行政の言いなりにもなってないし、デベロッパーの手先でもないわけで。そういう意見を、私も意見を言いましたけれども通らない意見もいっぱいありますよ。でも、それがやっぱり民主主義の原則ですよね。ですから、本当に再三皆さん言うように、やっぱり議会が、議会が中心になって、議会が民主主義で通った案件については、その違法行為はやめてもらいたいというふうに思います。私もまた変な怪文書みたいな入ったら、もう初めに神田警察に行つて、訴えようかと思つてますけど。この発言もちょっと怖いっていう事情なんで、みんな身の危険を感じながら、今この委員会で発言されてるというふうに感じますんで、ぜひその辺、皆さんご了承願いたいと思います。以上でございます。

●●会長：はい、ありがとうございます。ほかによろしいですか。はい、じゃあ●●委員さん、どうぞ。

●●委員：今、●●委員から、アンケートのお話がございまして、私は自分の町会内で、アンケートを進めた1人でございます。それで、私の町会ではですね、毎月1回理事会がございまして、これは前にもお話したかもしれませんが、理事会の場で、この議会の結果、並びに今後、神田警察通りの整備の方向性について、報告をしてまいりました。で、理事会に出てるメンバーの中では、どなたも反対することはなくてですね、むしろ旭町周辺の歩道が狭いということ。それから通学路にもなっている。安全な歩行ができない。それから自転車、神田駅の方から逆走して、ずっと走ってくる。あと、最近はベビーカーに、しかも小さい子供を手でつないで、連れて歩くお母さん方もちらほら見受けられるというふうなことがございまして、やはり町内会では、神田警察通りの整備の方向、早くやってほしいというふうなことを聞いてですね、この場に臨んでまいりました。私もちょっと大きな声で言うのは、怖い面もあるんですけども、やはり立場上町会の総意として、早く進めていただきたいということは、この場で申し上げておきたいというふうに思います。以上でございます。

●●会長：はい、どうもありがとうございました。今、4人の委員さんのご発言ございましたように、それぞれご地元、また委員さんとしても、早期に整備を、という声が強うございますので、このあたりの議論を受け止めていただきまして、また区の方でも取り組みを進めていただけたらと思います。はい、どうぞ。

印出井委員：様々なご意見いただきました。先ほど冒頭、●●にですね、縷々ご説明したような経緯もありますので、そこは繰り返しませんけれども、●●さんからありましたご指摘なんです、我々としてはⅡ期工事を進める上でですね、本当はソフトランディングっていうこともあるんですけど、なかなかお話をしにくい状況ですとか、そういうことも含めて、当面、少し仮処分っていう手法の中で考えているところで、引き続きⅡ期工事については、計画どおり進めていきたいというふうに考えている一方で、現実を直面するとですね、直視しますと、なかなか今後も一気に進むということではないのかなっていう中で、いわゆる神田駅寄りのほうについての検討も、これまでも実は議会でも並行して、Ⅱ期の工事着手と並行して、取り組むことを検討しているというふうに申し上げておりますので、そちらのほうもですね、両面で今後進めていきたいと思ってございますので、またそちらの進捗状況については、協議会を通じて、あるいは必要に応じてですね、各委員さん個別に情報共有をさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

●●会長：はい、ありがとうございます。本件に関しまして、ほかにご発言ございますですか。はい、それでは●●委員さん。

●●委員：再三いいんですけど、Ⅱ期工事もいいじゃないですか。申し訳ないんだけどこんなに長引いて、またこれでやったら、もう何回も言います。保健所の跡地に、障がい者、高齢者の施設が建つんですから、神田駅のほうも確かに早くやってほしい。だけでも、令和8年という、もう日にちが決まってるんですよ。僕はここの●●だから、あそこの道路をもっと広げて、これ何でこんなに僕が言うかって言ったら、この保健所跡地の説明会を何回かやったときに、体にチューブをつけたお子さんが来てたんですよ。もうそれこそ車椅子じゃないですよ。ベビーカーで、双子が乗るようなもう寝台車に乗られて、お母さんが発言したんですよ。1日も早くこの子を助けてください。神田地域に障がい者施設で、もう親も子供ももう限界ギリギリなんです。この子供は1時間に1回たんの吸入をしないと死んじゃうんですよ。母親としてもう、夜寝ないでずっと見てるんですよ。誰か助けてくださいってときに、その説明会に区議会議員、何人か来てましたよ。何にも言わないで帰りましたよ。僕はそのお母さんに、ここの●●として、1日でも早くこの施設ができることを努力しますから、ここの前の通りが、ベビーカーだろうが、そういう寝台車に乗られるお子さんであろうが、利用される方が誰も苦労しないような通りを作りますから。白杖をついてる目の見えない方、今車椅子でもね、気をつけないと、繁華街にいと蹴っ飛ばされて、邪魔だって言って、転がされる時代だそうなんです。そういう時代になってる。そして差別とか、誹謗中傷のある社会は、もう今までと違うんです。みんな障がいがあっても、高齢者になっても、平等でなければいけない社会を作るんですよ、我々が。未来のために。未来は子供たちのためにあるんです。その未来をつくるのは私たち、

大人なんだから。神田駅からやるよりも、令和8年までに、Ⅲ期工事の道路の拡張、そして申し訳ない、イチョウがどうしても障がい者の方の歩行の邪魔になる、目の見えない方、様々な障がいがある方の通行の邪魔になるならば、あそこにある木の伐採は、もう少し小さな木にしなければならないとかの協議をして、進めてもらいたい。もう最後の令和8年の開設まで、もうあと何年しかないんで、もうこんなことを長くやってたら、本当に時間ばかり経っちゃいます。申し訳ないです。Ⅱ期工事をいつまでも引っ張るんならば、早めにⅢ期工事に移ってください。以上です。

印出井委員：先ほどのご説明は、我々としては並行してやるということでございますので、AかBかという形ではなくて、両方取り組ませていただきたいというふうに思っております。で、神田駅方面と言っておりますので、Ⅱ期工事以东ですね。全域の中で、どういう形ですか。それとあと施設の周辺については、ご指摘のとおり、五十通り等も含めて、少し面で考える必要があるかなというふうに思っておりますので。それ全体がですね、今令和8年、●●からは厳しいご指摘いただいておりますけれども、その面的に全部間に合うかどうかについて、今の時点ではお約束できませんけれども、ただ、当然そういう施設ができるわけですから、そういう整備に向けてですね、施設整備と連携して取り組むということについては、お約束はさせていただきたいと思います。

●●会長：はい、ありがとうございます。そのほか、ご発言でございますでしょうか。ご意見等ございますでしょうか。それでは、本議題については、終了とさせていただきたいと思います。いろいろ意見が出ましたので、またこの辺り踏まえて、よろしくご対応いただければと思います。以上で議事は終了ということでございます。

続いて次第3番、その他でございます。こちらは、委員の方からは特にございませんですかね。先ほど事務局のほうであるということでございましたので、事務局、お願いいたします。

須貝委員：1点だけございます。神田警察通りの一番駅側のところなんですけど、多町大通りの南周辺地区というところで、今地中化の工事をやっております。その関係で、神田警察通りなんですけども、そこの部分の試掘を行います。ただそれは、神田警察通りの工事がそれで始まるということではないので、ご注意願いたいと思います。以上でございます。

事務局：事務局からもう1点ですね、ご報告いたします。先ほど本協議会の体制につきましても、今後検討していくということを申し上げました。体制につきましては、様々ご意見をいただいているところでございます。また先般9月7日の部会においても、部会長から、連携型まちづくりを実現する体制についてもご意見ございました。これについて簡単にご報告させていただきますと、部会長の発言として、地域の方、企業の方、住民の方、町会に加入してる方、加入してない方、いろいろ神田に関わってる方たちが意見交換して、議論をして、さらに進めていく場を設けるという、そういった方針案が必要だと。神田のよりよいまちづくりに向けて、検討の場については、区が主導的に進めていかなければならないと。委員の皆様と一緒に、そのような場をどのように作っていくか、議論していただきたいと、こういった意見が来ております。我々の考えといたしましては、本協議

会につきましては、警察通り沿道まちづくりですとか、道路整備について、これまで20回以上の議論を重ねてきておりまして、区としては今後もこの協議会を中心に、まちづくりの検討を進めていきたいと考えております。これまでも区といたしましては、この沿道にお住まいの方の意見を取りまとめるというそういった考えで、町会の方もメンバーになっていただきまして、ここまで議論を重ねてきましたが、まずご負担をおかけして、ときにはご迷惑をおかけしてしまったことについては、申し訳なく思っております。このたびの協議会につきましてはですね、今後属性としての年齢ですとか、性別、それから在勤、来訪、また障がいをお持ちの方とか、そうした様々な立場の方の意見を取り入れるべく、メンバーの見直しというものを行っていきたいと考えているところでございます。ただ、この検討はですね、今までの町会の方に、協議会参加していただいた、これをないがしろにするというものではございません。これまでの体制は当然尊重しつつですね、より多様な意見を取り入れていくということを検討してございまして、あるいは学識経験者という体制がいいかということヒアリングしているところでございますけれども、そうした意見を取りまとめ次第ですね、その案というのをお示しして、また議論していただければと思います。それからもう一点、区といたしましては、例えば●●みたいなのは、事業に慎重な方とか、反対する方はそうした意見、道路整備についてはもう決まって、もうこのとおりやっていくということで、もう区としては進めていくんですけども、例えば今後はまちづくりについて、こうしたご意見について、それまでもちょっと受け入れないってことはなかなかできないのかなと思っております。そうした意見も踏まえて、まちづくりについては議論すべきですけど、ただ、そういった感情的にですね、直接のお話し合いってのはなかなか難しいという中で、例えば区のほうで、文書、書面を受け取って、それを皆様にそういった要旨をお伝えするとか、そういった間接的な方法とかいうのを考え併せて、こういった形の体制とか手法にしていくかっていうのは、今後ちょっと案を固めてですね、またこの協議会のお示しするような形にしたいと思っております。以上でございます。

●●会長：はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言をお願いいたします。はい。じゃあ検討を進めていただいて、また進捗ございましたら、ご報告いただければと思います。それでは、今日予定をいたしました次第は、以上で全て終了いたしました。それではこれをもちまして、第21回神田警察通り沿道整備推進協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以 上